

仕様書別紙3



特記事項	建物名称	図面名称
	014_滑石第3AP	位置図

位置図



特記事項	建物名称	図面名称
	009_滑石5AP	位置図

位置図



特記事項	建物名称	図面名称
	010_滑石6AP	位置図

滑石第6公舎屋上防水・外壁改修工事

図面リスト		
符号	名称	縮尺
A-01	改修工事特記仕様書（その1）	—
A-02	改修工事特記仕様書（その2）	—
A-03	改修工事特記仕様書（その3）	—
A-04	改修工事特記仕様書（その4）	—
A-05	改修工事特記仕様書（その5）	—
A-06	改修工事特記仕様書（その6）	—
A-07	改修工事特記仕様書（その7）	—
A-08	改修工事特記仕様書（その8）	—
A-09	改修工事特記仕様書（その9）	—
A-10	改修工事特記仕様書（その10）	—
A-11	案内図・配置図	1/500
A-12	1階平面図	1/100
A-13	2・3階平面図	1/100
A-14	4階平面図	1/100
A-15	R階平面図	1/100
A-16	北側立面図	1/100
A-17	南側立面図	1/100
A-18	東側立面図・西側立面図	1/100
A-19	矩計図	1/60
A-20	階段断面詳細図・建具表	1/60・1/100
A-21	部分詳細図	1/5・1/30
A-22	外壁補修標準図	—

長崎県土木部建築課

課長

助課課長補佐

課長補佐

係長

設計者

平成29年8月日

滑石第6公舎屋上防水・外壁改修工事設計図

平成年月(全校)

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

長崎市滑石6丁目

2. 敷地面積

—

3. 工事種目

改修工事

4. 工事内容

・屋上防水改修

・外壁改修

・塗装改修

・手摺取替

II 工事仕様

1. 特記事項

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の【 】内表示番号は、建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示し、()内表示番号は建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の(歩)は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)巻末の各部配図参考図の当該項目を示す。

(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

(6) 印は長崎県の「環境物品等調達方針」の特定調達品目を示す。

2. 工事種目及び共通仕様

(1) 下記工事種目全てを工事範囲とする。なお、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、下記の各共通仕様による。

工事種目	共通仕様
建築工事	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
電気設備工事	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
機械設備工事	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 木造の場合は、公共建築木造工事標準仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成28年度版)を適用する。

3. 工事科目(●印の付いたものが対象工事)				
建築工事				
建物別及び屋外		工事種別		
工事科目				概要
●仮設工事	一式	一式	一式	
○土工事	一式	一式	一式	
○地盤工事	一式	一式	一式	
○鉄筋工事	一式	一式	一式	
○コンクリート工事	一式	一式	一式	
○鉄骨工事	一式	一式	一式	
○コンクリート・ALC・鉄・鋼・骨組・骨組・骨組工事	一式	一式	一式	
●防水工事	一式	一式	一式	
○石工事	一式	一式	一式	
○タイル工事	一式	一式	一式	
○木工事	一式	一式	一式	
●屋根及びとい工事	一式	一式	一式	
○金属工事	一式	一式	一式	
●左官工事	一式	一式	一式	
○建具工事	一式	一式	一式	
○カーテンウォール工事	一式	一式	一式	
●塗装工事	一式	一式	一式	
○内装工事	一式	一式	一式	
○ユニット及びその他の工事	一式	一式	一式	
○排水工事	一式	一式	一式	
○舗装工事	一式	一式	一式	
○植栽工事及び屋上緑化工事	一式	一式	一式	
○その他	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
電気設備工事				
建物別及び屋外		工事種別		
工事科目				設備概要
○電灯設備	一式	一式	一式	
○動力設備	一式	一式	一式	
○受変電設備	一式	一式	一式	○3φ kVA ○1φ kVA
○電力貯蔵設備	一式	一式	一式	Ah tWh
○自家発電設備	一式	一式	一式	kVA
○雷保護設備	一式	一式	一式	○旧JIS ○新JIS
○構内情報通信設備	一式	一式	一式	
○電話設備	一式	一式	一式	
○構内交換設備	一式	一式	一式	外線 回線 内線 回線
○拡声設備	一式	一式	一式	増幅器 W 回線
○音響映像設備	一式	一式	一式	
○出退勤情報表示設備	一式	一式	一式	
○電気時計設備	一式	一式	一式	
○誘導支援設備	一式	一式	一式	
○テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	
○自動火災報知設備	一式	一式	一式	○P型 ○R型 回線
○中央監視制御設備	一式	一式	一式	
○防犯○入退室管理設備	一式	一式	一式	
○監視カメラ設備	一式	一式	一式	
○駐車場管理設備	一式	一式	一式	
○構内配電線路	一式	一式	一式	
○構内通信線路	一式	一式	一式	
機械設備工事				
建物別及び屋外		工事種別		
工事科目				設備概要
○空調設備	一式	一式	一式	
○換気設備	一式	一式	一式	
○排煙設備	一式	一式	一式	
○自動制御設備	一式	一式	一式	
○衛生器具設備	一式	一式	一式	
○給水設備	一式	一式	一式	
○排水設備	一式	一式	一式	
○給湯設備	一式	一式	一式	
○消火設備	一式	一式	一式	
○厨房機器設備	一式	一式	一式	
○ガス設備	一式	一式	一式	
○浄化槽設備				
昇降機設備工事				
建物別		工事種別		
工事科目				設備概要
○一般エレベーター	一式	一式	一式	
○一般油圧エレベーター	一式	一式	一式	
○普及型エレベーター	一式	一式	一式	
○非常用エレベーター	一式	一式	一式	
○機械室エレベーター	一式	一式	一式	
○小荷物専用エレベーター	一式	一式	一式	
○エスカレーター	一式	一式	一式	
	一式	一式	一式	

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版) (1.1.1) ・構内舗装・排水設計基準(平成27年版) ○工事写真の撮り方(建築編)平成21年版 長崎県土木部建築課 ・工事写真の撮り方(建築設備編)平成21年版 長崎県土木部建築課 ・敷地調査共通仕様書(平成23年版) ※長崎県建設工事共通仕様書(平成29年4月長崎県土木部)第1編 共通編第1章 総則 ただし、上記の長崎県建設工事共通仕様書と本特記仕様書に、同じ項目が記載されている場合は、本特記仕様書による。なお、総則本文中の「長崎県土木工事検査基準」、「長崎県土木工事検査指導詳細業務要綱」、「工事数量総括表」、「段階確認」、「出来形数量の算出」、及び、1-1-46条第3項の項目等については適用しない。 また、第1-1-32条第18項本文は「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて運用する。 また、第1編 共通編第1章 総則以外を適用する場合は特記による。
	2 設備工事との取合い	受注者は、設備機器の設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承認を受ける。 (1.1.7)
	③ 施工計画書	総合施工計画書 (1.2.2) 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、請負金額が500万円未満であっても監督職員の指示があった場合は提出する。また、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずるものとする。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画(品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工程別施工計画書作成要領、 (7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) 総合評価に関する事項(労務項目、技術提案または施工計画)※総合評価簿札方式実施時のみ (16) その他 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工前に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合は省略できる。 (1) 工種別工程表 (2) 管理組織図 (3) 主要資材 (4) 施工管理計画(品質管理、出来形管理) (5) 施工方法 ・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 標準風速(Vo) 3.4 m/s 地表面粗度区分 -Ⅰ -Ⅱ Ⅲ -Ⅳ ・上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する。 ・上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する。 適用工種 ・ALCパネル(外壁・屋根) ・押出成型ポリ板(外壁) ・外壁石張(乾式) ・長尺金属板葺 ・折板葺 ・アルミ笠木 ・ガラスブロック ・シート防水(機械式) ・屋上緑化システム
	④ 工事報告	工事月報 ※作成する ・作成しない (1.1.4) 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成し、監督職員に提出する。 履行報告書 ・作成する ※作成しない 中間前払金を選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表、出来高数量、完成部分の状況写真を含めて受注者に提出する。
	5 電気保安技術者	・要 ※不要 (1.1.4)
	6 工事関係者連絡会議	※組織する (1.1.7) 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、工事関係者連絡会議を組織する。
⑦ 発生材の処理等		・発注者に引渡しを要するもの(・金属類 ・PCB含有物) (1.2.11) 引渡し場所 ※構内 ・ 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 ・本工事は、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に、特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年6月31日法第104号。以下、「建設リサイクル法」という。)施工令又は長崎県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 工程ごとの作業内容 工程 作業内容 1. 造成等 造成等の工事 ・有 ・無 2. 基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの工事 ・有 ・無 3. 上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 ・有 ・無 4. 屋根 屋根の工事 ・有 ・無 5. 建築設備・内装等 建築設備・内装等の工事 ・有 ・無 6. その他 その他の工事 ・有 ・無 受注者は、工事に先立ち、入札後、契約書作成までに次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面により発注者(監督職員)へ提出すること。 1. 分別解体等の方法 2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) 3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(受注者の見積金額) 受注者は、当該建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。 ・本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。

⑧ 既存建物との取合い

⑨ 環境への配慮

⑩ 材料の品質等

⑪ 施工条件

12 化学物質の濃度測定

⑬ 技能士

⑭ 設計GL

⑮ 特別な材料の工法

受注者は、工事中、取合工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復する。 (1.3.12)

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 (1.4.1)
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3) 接着材は可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む)が低い難揮発性の可塑性を除く。)が添加されていない材料等を使用する。
4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。
規制対象外
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアル第三種品
②建築基準法施行令第20条の7第4項より国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
アスベスト含有材料
本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。

同等以上の材料・機材等の使用 (1.4.2)
本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。
材料・機材等の品質及び性能
本工事に於いて、JIS及びJASマークの表示のない材料を使用する場合の材料及機材等の製造業者等は、次の(1)から(6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制が整っていること

①現場説明書による (建1.3.5)
(電1.3.3)
(機1.3.3)

施工完了時に指定した室の測定対象化学物質の室内濃度を測定し、監督職員に報告すること。 (1.5.9)
測定は、パンプ型採取機器により行う。
測定対象化学物質
・学校施設
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、ステレン
・学校以外の施設
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン
測定場所(※図示)
測定箇所数()箇所

※適用する。 (1.5.12)

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工事作業 ・とび作業
コンクリート・ALC・鉄・鋼・骨組・骨組・骨組工事	・コンクリートブロック工事作業 ・ALCパネル工事作業
押出成型ポリ板工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業
防水工事	○造化ビニル系シート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートーチエ防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業
金属工事	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・畳製作作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁張作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業
排水工事	・建築配管作業
植栽工事	・造園工事作業
機械設備工事	・建築配管作業 ・保温保冷工事作業 ・ダクト板金作業 ・冷凍空調和機器施工作業

※図示

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

滑石第6公舎屋上防水・外壁改修工事

工事設計図

改修工事特記仕様書(その1)

平成29年版

A-01

290401

①

一般共通事項（続き）

工事写真

下記工事写真を監督職員に提出する。

区分	分類	規格(サイズ)	部数	備考
※着工前	※ カラー	※ サービス版程度 (127mm×89mm程度)	※3部 ・1部	
※工事中	.	.	※1部	
※完成時	.	.	※3部 ・1部	外観4面のみ 2部増

詳細については「工事写真の撮り方」(長崎県土木部建築課)による。

工事写真の撮じ方は、「工事写真の撮じ方」(長崎県土木部建築課)による。

17 完成写真

下記完成写真を監督職員に提出する。ただし、原画は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原紙の大きさ
・カラー	※キャビネ版 ※べった債 (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)	外部 () 内部 () ※2 ・6	フィルムカメラ ※ 60×90以上 ・ 24×36以上
・カラー半切木製パネル 324×400(mm)	外部 () 内部 ()	※2 ・	
・電子データ	外部 () 内部 ()	※2 ・	デジタルカメラ ※2000以上の画素以上

電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。
完成写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督職員の指示による。
※撮影業者は、監督職員の承認する建築完成写真撮影の実績がある業者とする。

18 完成図

※提出する

完成図の種類

※表1.7.2による他、矩形図、植栽図、構造図及び面積表

・()

完成図の原図サイズ及び仕様

・原図 部数 1部

※図面 形態 A () 板2つ折り製本 部数 () 部

※CADデータ 形態 CD-R 部数 D X F形式及びオリジナル形式 部数 1部

19 施工図

※ 提出する 提出部数 ※2部 (内1部は受注者控え) ・() 部

工事完成後は監督職員の指示する施工図を提出する。なお、本工事に係る施工図等の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。

(1.7.1), 2

20 施工計画書
(完成図書)

※ 提出する 提出部数 ※2部 (内1部は受注者控え) ・() 部

工事完成後は監督職員の指示する施工計画書を提出する。なお、本工事に係る施工計画書等の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。

(1.7.1), (1.2.2)

21 保全に関する資料

※ 提出する 提出部数 ※2部 ・() 部

1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入し監督職員に提出する。

提出は、所定の様式及び電子ファイルとする。

管理者のための建築保全の手引き(改訂版)(建設大臣官庁官庁営繕部監修)

(1.7.3)

22 瑕疵点検

瑕疵点検の時期

竣工後 ※1年 ※2年

瑕疵点検を行うときは、事前に内容、方法、立会等について監督職員に確認を受ける。

23 工事監理連絡会

受注者は、契約後1ヶ月以内に設計図書の開示を行い、質問や提案事項等を整理し、監督職員が確認できる資料および質問書を書面により提出すると同時に、工事監理連絡会の開催を要請する。

24 産業廃棄物の一時保管

現場内における産業廃棄物の一時保管をする際は下記の掲示を行い適切に管理すること。

※掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上

(例)

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類 ○○○○	
最大積み上げ高さ	
注意事項 ※ ○…………… ○……………	※ 注意事項の例 ・関係者を以外立入禁止 ・許可なく容器等の持出しを禁ず ・分別の徹底等
保管場所の管理者○○○社 ○○ 太郎	
連絡先 電話 1234-5678	

25 解体工事における石綿障害予防措置について

受注者は、解体工事を行う現場において、石綿等の使用の有無を事前に調査した結果等を、作業員及び公衆の見やすい場所に提示しなければならない。

石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去を行う際は、作業場소를隔離すること。

石綿等の除去を行う際は、作業場소를隔離するとともに、隔壁作業場所の排気ろ過装置じん方式の集じん・排気装置を使用すること。

また、隔壁作業場所を真正に保つとともに、隔壁作業場所の出入口に前室を設置すること。

隔壁の解除にあたり、事前に隔壁作業場所内における石綿等の粉じんを処理すること。

受注者は、石綿等の除去を行う作業員に、電動ファン付呼吸保護具またはこれと同等以上の性能を有する呼吸保護具を使用させなければならない。

26 舗装板切断作業時

受注者は、舗装板切断に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は、産業廃棄物担当部署と協議のうえ適正に処理しなければならない。

受注者は、舗装板切断時に排水が生じる工法(空冷式等)と採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は上記と同様、適正に運搬処理を実施しなければならない。

なお、上記記載の発生する排水及び収集した粉塵の処理は、「発生材の処理等」による。

27 建設工事中の火災保険について

工事請負契約第53条により火災保険に付きなければならない工事事目的、工事材料及び始期と終期は次のとおりとする。ただし、解体工事、植栽工事、外構工事等火災の恐れのない工事はこの限りではない。また、契約時に保険証券の写しを2部契約担当者へ提出すること。

保険対象物	保険対象金額	始期	終期
建築物	請負金額	着工時	工期から1ヶ月後まで

「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋

特記仕様書の適用基準等は、長崎県建設工事共通仕様書(平成29年4月長崎県土木部)第1編 共通編第1章 総則を適用することとしています。この仕様書の中でも特に注意していただきたい事項について抜粋して掲載しています。(以下に記載している項目だけが適用されているものではないので注意してください。)この抜粋は、特記事項とは異なるため、本工事に該当する項目は適用することになります。

1ー1ー7 工事実績情報の登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書(工事実績)」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「完成時」は提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間を満たさない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

1ー1ー12 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合は、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負者が長崎県の入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。

(3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときには、適正な額の請代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(4) 下請負者が当該企業体の構成員でないこと。

1ー1ー13 下請契約書及び下請代金内訳書

(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請代金の額が記載されたものに個別工事下請契約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しを下請代金内訳書(提出書類様式書の記載欄の内容を満足したもの)の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。

(2) 受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)へ上記と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から上記の資料を集約のうえ、監督職員に提出する。

1ー1ー14 施工体制台帳及び施工体系図

1. 受注者は、工事を施工するために、下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳には、次の(1)～(4)を記載すること。

(1) 建設業法第24条の下の第1項及び建設業法施工規則第14条の2に掲げる事項

(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

(3) 受注者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の略号等

(4) 一次下請けとなる営繕会社の商号または名称、現場責任者名、工期

2. 受注者は、下請負契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を明示した施工体系図(提出用)を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致していないかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

4. 受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに指示物の変更をしなければならない。

1ー1ー16 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に報告するものとする。

1ー1ー22 建設副産物

1. 受注者は、建設副産物対策と建設公害防止対策要綱(長崎県土木部)を準拠守として、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

3. 受注者は、産業廃棄物が排出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

5. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後、速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を電子ファイル(建設リサイクルデータベース統合システム(CREDA S))により作成されたもの)とともに監督職員に提出しなければならない。

6. 受注者(発出事業者)は、次のことに留意し、建設副産物の適正な処理に努めなければならない。

(1) 建設副産物を搬出す際は、事前に建設副産物処理委託契約を結ばなければならない。

1ー1ー31 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等(下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿泊環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

1ー1ー35 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。また、所定の様式(事故等発生連絡、事故等発生報告書、事故報告書(休業日数4日以上の場合))を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。

1ー1ー36 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官庁技術参考事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音

6

内装改修工事（続き）

16

ビニル幅木

材質 ※軟質 ※硬質
高さ(mm) ※60 - 75 - 100
厚さ(mm) ※1.5以上 -

17

カーペット敷き[G]

・タイルカーペット

バイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループバイル	※第一種		※500×500	※6.5	帯巻防止及び防汚加工品
	・第二種		-	-	
	・カットバイル	・第一種	※500×500	※6.5	
・第二種		-	-		
・カット、ループ併用	・第一種		※500×500	※6.5	
・第二種		-	-		

色柄 ※無地 ・柄物
タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様敷き ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き
見切り、押え金物 ・適用する(材質、形状等 ※図示 ・)
※適用しない

18

合成樹脂塗床

種別

施工箇所

工法

仕上げの種類

・厚膜型塗床材 ・弾性ポリウレタン系塗床		/	※平滑仕上げ ・磨滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ・1k*ポリウレタン系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モザイク工法	・平滑仕上げ 防汚仕上げ
・薄膜型塗床材 ・7k*樹脂塗床 (JIS K 5970)			工程 塗布量 (kg/㎡) ・ 表面仕上げ ・平滑 ・防汚 溶剤 水性色 ・溶剤系 ・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色 ・

塗料のホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外 ・

19

フローリング張り

単層フローリング[G]

種類

工法

樹種

厚さ(mm)

大きさ

仕上塗装

間伐材等の適用

・フロアリング*α*β* 1等	・釘留め工法 (根太張り)	※なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法 (直張り)	※なら ・	・12以上	板幅75 板長さ500以上		・
	・接着工法	※なら ・	・12以上	板幅75 板長さ500以上		・
・フロアリング*γ*δ*ε 1等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	
・ε*ζ*η*θ*ι*κ*λ*μ*ν* 1等	・接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング[G]

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間伐材等の適用
天然木材化粧 複合フローリング	・釘留め工法 (根太張り) ・釘留め工法 (直張り) ・接着工法	※なら ・ ※なら ・	/板厚 ・8以上 ・板幅 ・75以上 板長さ900以上	・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品	・ ・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放数量 ※規制対象外
接着工事の場合の経費率 ※合成樹脂発泡シート ・
現場塗装仕上げ ・行う(施工場所)
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オйлステインの上、ワックス塗り
・生地そのままワックス塗り
・行わない

20

畳敷き

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(畳床：KT-I、KT-II、KT-III、KT-K、KT-N)
下地の種類
・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン[G])
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、
発散が極めて少ない材料を使用したものとする

[6.12.2]

内装改修工事（続き）	21	せっこうボード その他のボード張り	種類 JIS記号 厚さ（mm）、規格等 ・ 硬質木モセメント板[G] HW ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通木モセメント板[G] NW ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ けい酸カルシウム板 0.8FK 1.0FK ・ 突き付け ・ 目透かし タイプ2（無石棉） ・ 6 ・ 8 ・ ロックウール化粧吸音板 DR ・ 突き付け フラットタイプ（・ 9（不燃） ・ 12 ・ ） 凹凸タイプ（・ 12（不燃） ・ 15 ・ 19 ・ ） ※300×600 ・ 455×910 ・ グラスウール吸音ボード32K GW-B ※25（厚手型）※70（2色） ※留め付け材 樹脂製プラグ※300程度 ・ せっこうボード GB-R ※突き付け（ペベルエッジ） ・ 難目処理 ・ 9.5（準不燃） ・ 12.5（不燃） ・ 15（不燃） ※910×2730 ・ 910×1820 ・ 不燃積層せっこうボード GB-NC ※突き付け 9.5（不燃） 化粧無（下地張り用） 化粧有（トーパーチン模様） ※455×910 ・ 910×910 ・ シーディングせっこうボード GB-S 12.5（不燃） ・ 強化せっこうボード GB-F ・ 12.5（不燃） ・ 15（不燃） ・ 化粧せっこうボード（木目） GB-D ※目透かし ・ 12.5（不燃） 幅440mm程度 ※9.5 模様 ・ 柱目 ・ 板目 専用下地材有り ・ メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903 に なる （※1.2 ・ ）	[6.14.2, 3]
	22	壁紙張り	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 施工箇所 壁紙の種類 紙 織 フタシタ 厚織質 その他 防火種別 商品名（程度）	[6.15.3, 6]
	23	モルタル塗り	モルタル・プラスター面の下地調整 ※R0種 ・ コンクリート・ALC面の下地調整 ※R0種 ・ せっこうボード面の下地調整 ※R0種 ・	[6.16.1~4]
	24	タイル張り	伸縮調整目地の位置 モルタル（※縦、横とも4mm以内ごと） ・ 図示 ・ 床タイル以外 （・ 図示 ・） ・ セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り タイルの形状、寸法等 形状・寸法 吸水率による区分 うわぐすり 役物 色 再生材の耐凍害性 滑り （mm） I 類 II 類 III 類 流す 無 有 標準 特注 適用[G] 有 無 抵抗性	[6.16.16.5]
	25	セルフレベリング材 塗り	種類 ・ せっこう系 ・ セメント系 塗厚（mm） ・	[6.17.2, 3]

内装改修工事（続き）

26

フリーアクセスフロア

施工箇所

寸法
(mm)

高さ
(mm)

所定荷重
(N)

表面仕上げ材

備 考

※450角以上
600角以下
・

※100
・120
・

※3,000
・5,000
・

・帯電防止床材※
※タタキベットの
・

※450角以上
600角以下
・

※100
・120
・

※3,000
・5,000
・

・帯電防止床材※
※タタキベットの
・

450角以上
600角以下
・

※100
・120
・

※3,000
・5,000
・

・帯電防止床材※
※タタキベットの
・

適用地震時水平力

1階及び地階
中間階（ ～ 階）
最上階（ 階）

※0.60以上
※0.60以上
※1.00以上

帯電防止床タイル

・直敷タイプ
・パネル一体タイプ
（パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）

寸法精度

※標準仕様書20.2.2(b)(5)(i)～(iii)による
厚さ ±0.5mm
平坦度 パネル周辺部 1.0mm以下
図芯と各頂点を結ぶ線上部 2.0mm以下

表面仕上げ材の品質・性能は、標準仕様書19章内装工事による
床材の材質 ※アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材料
構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製（仕上げ： ）
スロープ及びボーダー ※製造所の仕様による ・図示

配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ・50%以上 ・20～30%
配線取り出し開口 ・パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上
・図示

空調用吹き出し（吸い込み）パネル ・無し ・有り（形式、施工箇所：図示）
コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示

（性能・試験方法）
ローリングロード性能 ・適用する 適用室
※適用しない

ローリングロード試験
3,000N：積載荷重1,000N時において、最大変形量1.5mm以下
（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）
5,000N：積載荷重1,000N時において、最大変形量1.0mm以下
（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）

・2重床用複合アウトレット用開口
適用室
開口の枚 フロア面積8㎡につき1ヶ所かつ予備開口を14㎡につき1ヶ所
開口の大きさ
（コンセント電源）：2P15A接地極付×2
情報用モジュラージャック（電話）：8極8芯×1
の付いたアウトレットが納まる大きさ
取付方法 フリーアクセスフロア製造所の仕様とする

27

可動間仕切り

構造形式

構造基材の種類

総厚さ
(mm)

表面仕上材

遮音性
(db/500Hz)

防火
性能

スラット

パネル

材質

厚さ
(mm)

パネル表面
仕上げ

※P33樹脂
77H樹脂焼付
・壁紙張り

・36以上
・36未満

・不燃

・スタッド式（内蔵）
・スタッド式（露出）
・パネル式
・スタッドパネル式

・鋼板

※0.5
以上
・

※P33樹脂
77H樹脂焼付
・壁紙張り

・36以上
・36未満

・不燃

パネル内に取付ける道具 ・あり（※図示 ・ ） ・なし
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質・性能は標準仕様書19章による
パネル材料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外
ガラス覆材 ※ガスケット ・シーリング

28

移動間仕切り

構造形式

操作方法

圧縮装置の
操作方法

総厚さ
(mm)

表面仕上材

遮音性
(db/500Hz)

・平方向 移動式
・二方向 移動式
・部分電動式

・手動式
・電動式
・部分電動式

・プッシュ式
・ハンドル式

※60程度
・100程度

・鋼板

・焼付塗装
・壁紙張り

・36未満
・36以上

パネル表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質・性能は標準仕様書19章による
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
・図示
移動間仕切りの壁面当たり時 ※適用する（製造所の仕様による） ・

29

トイレブース

表面材の種類

色柄

脚部

ドアエッジ

※メラミン樹脂系化粧板
・ポリエステル樹脂系化粧板

※無地
・柄物

※幅木タイプ
・形状

※標準
・R

※アルミニウム製
・ステンレス製
・表面材と同材

30

機室障がい者用
床タイル

施工箇所

種類

寸法(mm)

厚さ(mm)

屋内

・塩化ビニル製
・磁器質タイル・せっ器質タイル
・レジンコンクリート製・コンクリート製

・300×300
・300×300

・7.0

屋内

・磁器質タイル・せっ器質タイル
・レジンコンクリート製・コンクリート製

・300×300
・300×300

・

ブローパタートンはJIS T 9251 による
・樹脂系点字版（タイルカーベット用）
寸法 ・300角 ・※500角
色 ※黄色
樹脂系点字版の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式
樹脂系点字版突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251に準拠する

内装改修工事（続き）

31 階段滑り止め

32 床目地枠

33 手すり

34 ブラインド

35 カーテン

36 カーテンレール

37 フライイングボックス及びワンボックス

38 ロールスクリーン

39 コーナービード（壁ボード出隅保護金物）

40 天井異材縁

材種

幅 (mm)

取付工法

端部フラットエンド

・ステンレス製（SUS304）

樹脂製ゴムタイヤ入り

※約35

・

※接着工法

・埋込み工法

※あり

・なし

※ビニル製

・ステンレス製

－

床仕上げの異なる箇所には目地枠を入れる

※ステンレス製 □型（幅40程度 厚1.5）

・ステンレス製 6×12

・黄銅製 6×12

・集成材手すり

形 式	径	材 種	仕 上
・1段	※35φ	・45φ	・タモ
※2段	※35φ	・	・

・既製手すり（樹脂性）

形 式	径	ブラケット	備 考
・O型（1段）	・40φ	アルミ合金製	指づめ防止材共
※O型（2段）	・34φ	（心材共）	

点字表示板（ ）箇所

JIS T 0921に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による

※ポリカーボネード製 大きさ 120×150程度 厚み 0.1程度

・塩化製 大きさ 100×125程度 厚み 0.1程度

・再使用する

・新設する

形式	操作方法	種類	スラットの材種	スラット幅 (mm)	ギヤス・レールの材種	寸法・取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 G	※25	※銅製	・図示
	・電動	－		・	・	
・縦型	・手動	※2本操作コード式 ・1本操作コード式	※アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100	76×16mm合金製	・図示
	・電動	－				

アルミスラット 焼付け塗装仕上げ

クロススラット 消防法で定める防火性能の表示がある特殊樹脂加工

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合

・再使用する

・新設する

形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種類、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル	・片引き	・手引き	・フランスひだ		・図示
・ダブル	・引分け	・ひも引き ・電動	・幕ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・
・シングル	・片引き	・手引き	・フランスひだ		・図示
・ダブル	・引分け	・ひも引き ・電動	・幕ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・

使用される繊維のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合については **G** とする

暗幕カーテンの両端、上部及び召合わせの重なり ※300mm以上

・再使用する

・新設する

材質 ※アルミニウム製及びアルミニウム合金押出し成型材製

・ステンレス製

形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種類、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル	・片引き	・手引き	・フランスひだ		・図示
・ダブル	・引分け	・ひも引き ・電動	・幕ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・

強さによる区分 ※10-90

仕上げ ※アルマイト

形状 ※角形

・再使用する

・新設する

溝型×深さ (mm) ・90×150

・120×80

・120×150

・150×80

・図示

材質

・集成材（仕上げ： ）

アルミニウム製 押出し型材（市販品）

表面処理 ・C-1 ・C-2（ ）

皮膜等の種類 ※標準仕様書第14.2.1による

・鋼製（仕上げ： ）

材種

操作方式

遮光性

寸法 (mm)

取付箇所

備考

・ポリエステル

・電動式

・1級

・図示

・図示

・

・スプリング式

・2級

・

・

・

・チェーン式

・3級

・

・

消防法で定める防煙性能の表示があるものとする

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による

材質

※アルミニウム押出型材差込型

・（ ）

※シルバー

・焼付

・（ ）

施工箇所 ※図示

材質

※アルミニウム押出型材

・塩化ビニル製

施工箇所 ※仕上表による

・（ ）

滑石第6公舎屋上防水・外壁改修工事

改修工事特記仕様書（その6）

工事設計図

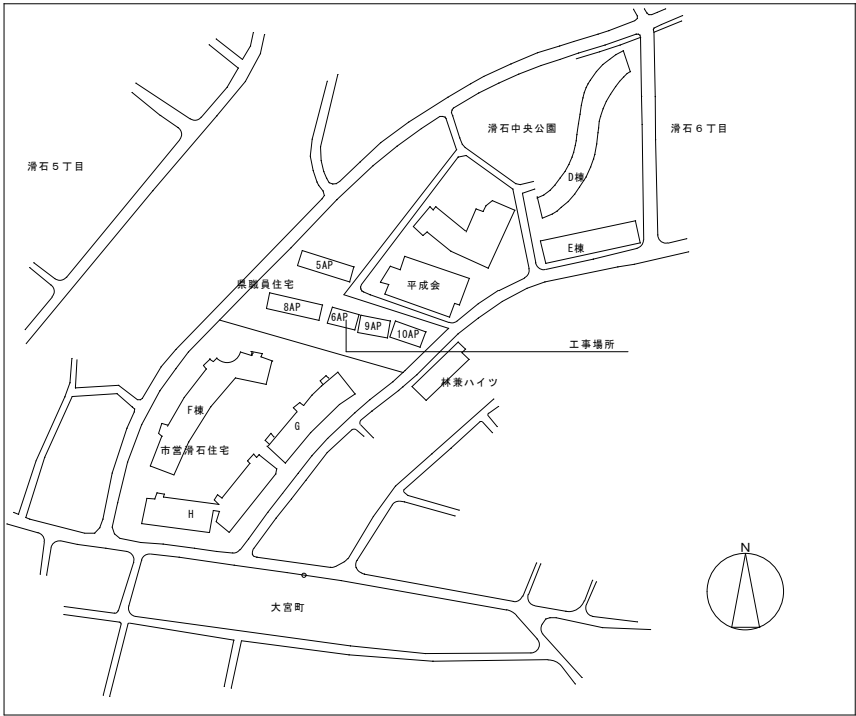
平成29年版

図番

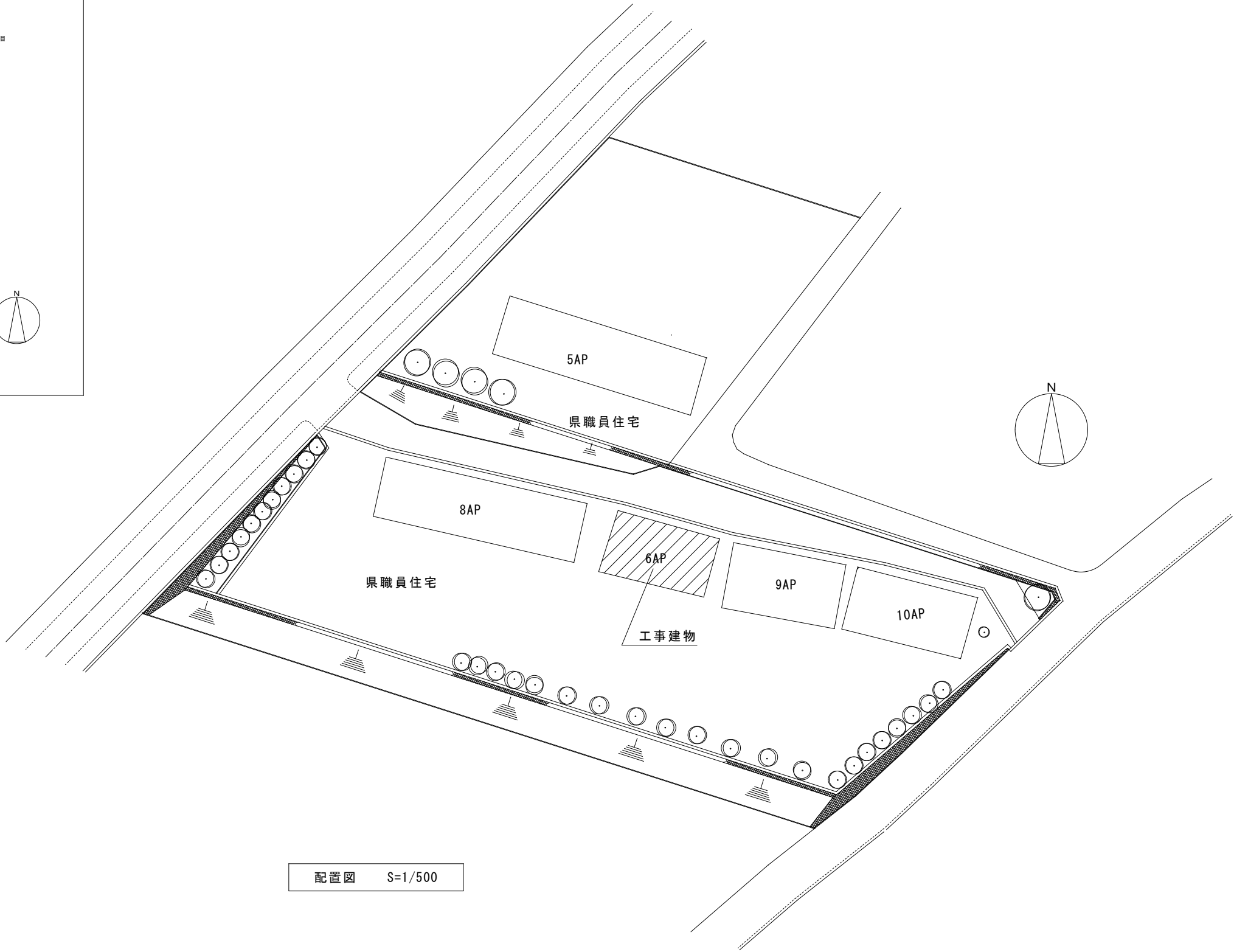
A-09

[illegible]

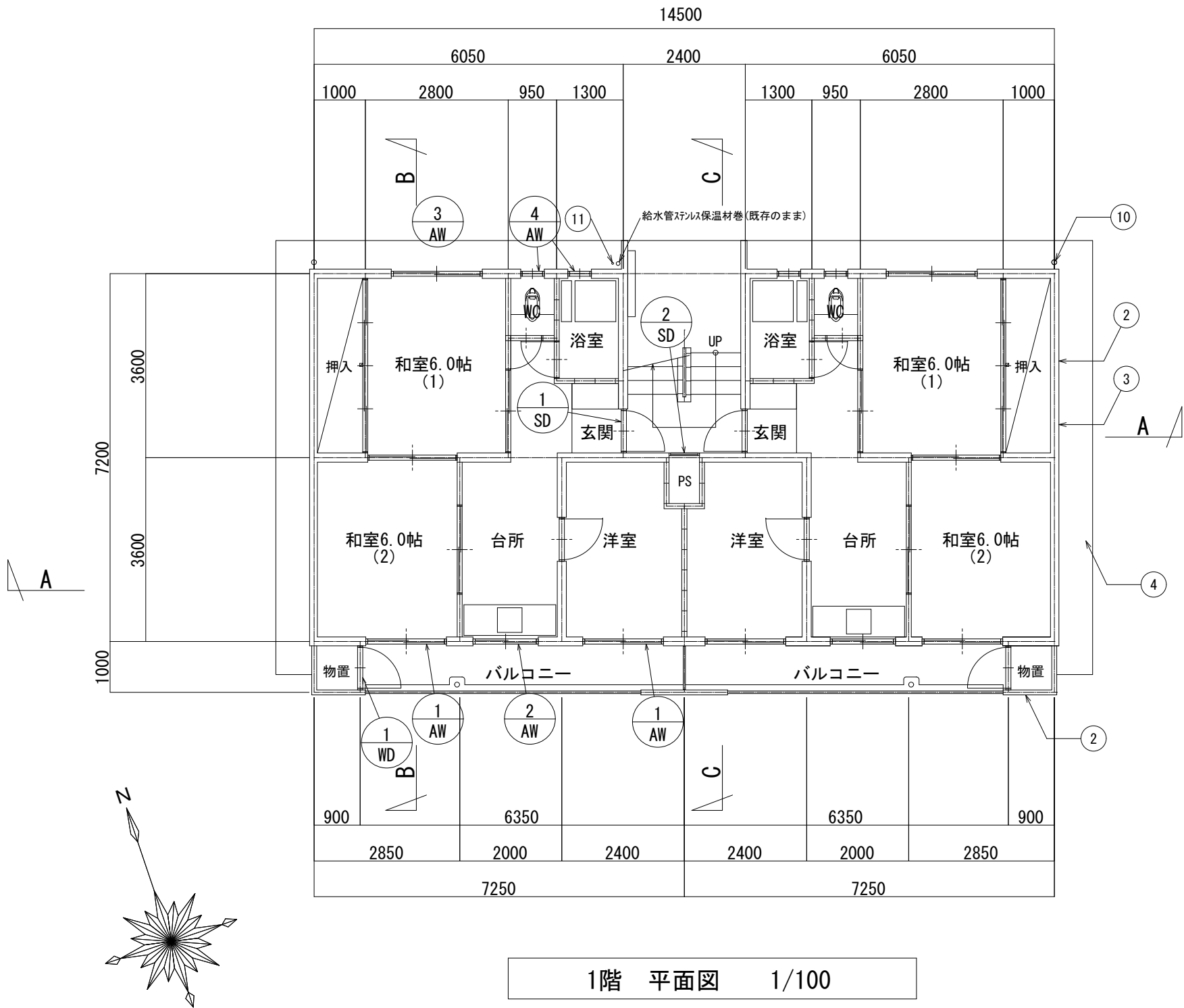
[illegible]



案内図 NO SCALE



配置図 S=1/500

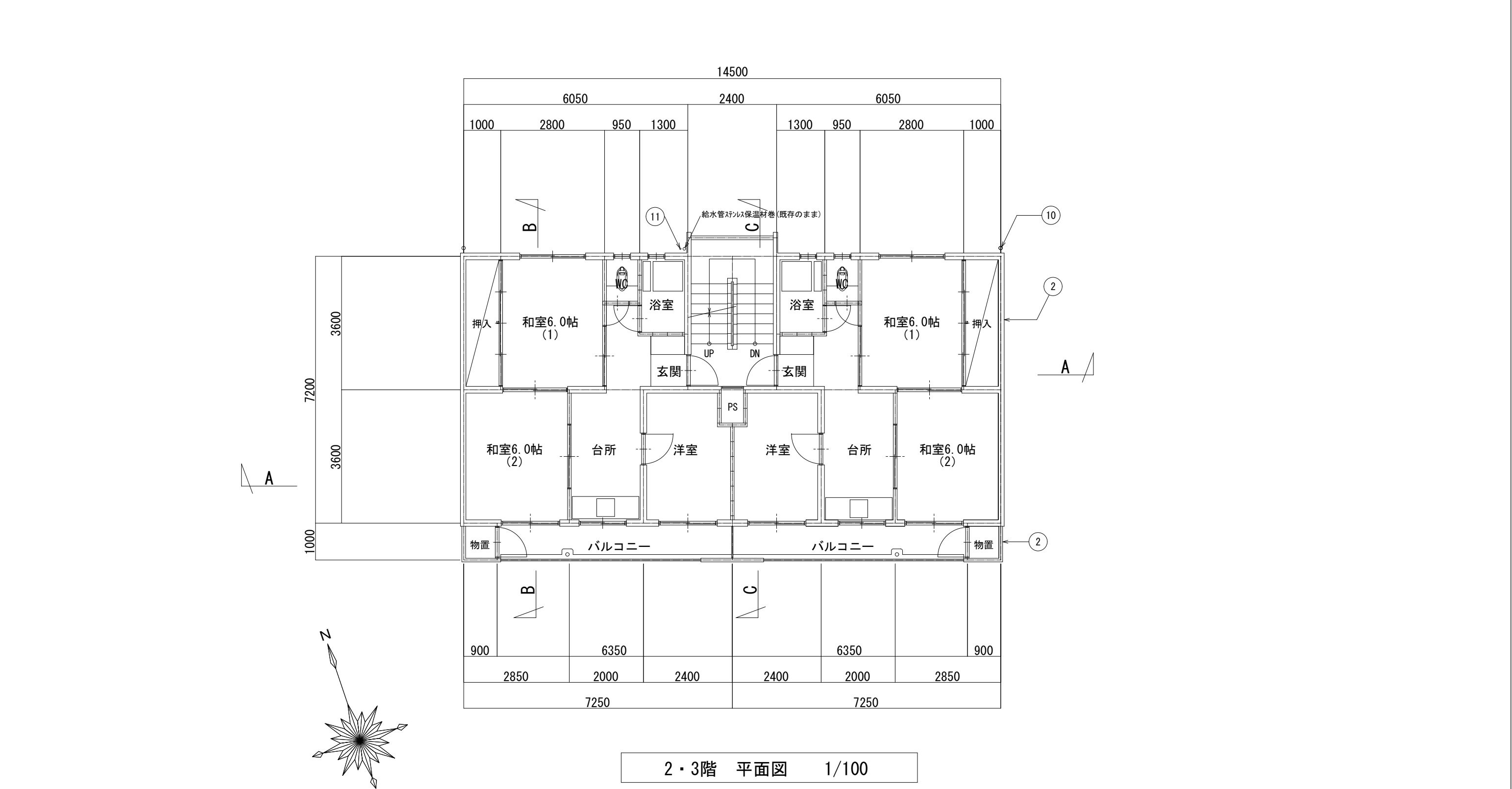


1階 平面図 1/100

外部仕上表									
符 号	仕 上 げ			符 号	仕 上 げ				
①	屋上防水	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法) 立上・溝部撤去・下地補修	⑦	手摺	既存	スチール製手摺撤去・撤去跡補修		
		改修	平場:塩ビシート防水 7=1.5(S-M2)、立上:塩ビシート防水7=2.0(S-F2)新設			改修	アルミ製手摺新設		
②	外壁	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付	⑧	隔板	既存	金物部:SOP塗装		バ`材部:VP塗装
		改修	高圧洗浄の上、建築用塗膜防水材(JIS A 6021)			改修	金物部:下地調整(RB種)の上、DP塗装(ホ`リケルン系)		バ`材部:下地調整(RB種)の上、EP塗装
③	巾木	既存	モルタル刷毛引き	⑩	縦樋 (VP100φ)	既存	VP100φ撤去 (掴み金物共)		
		改修	既存のまま			改修	カラーVP100φ新設 (ステンレス掴み金物共)		
④	犬走り	既存	モルタル金コテ	⑪	オーバ`-フロー-管 (VP40φ)	既存	VE塗装		
		改修	既存のまま			改修	下地調整 (RB種) の上、DP塗装(ホ`リケルン系)		

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

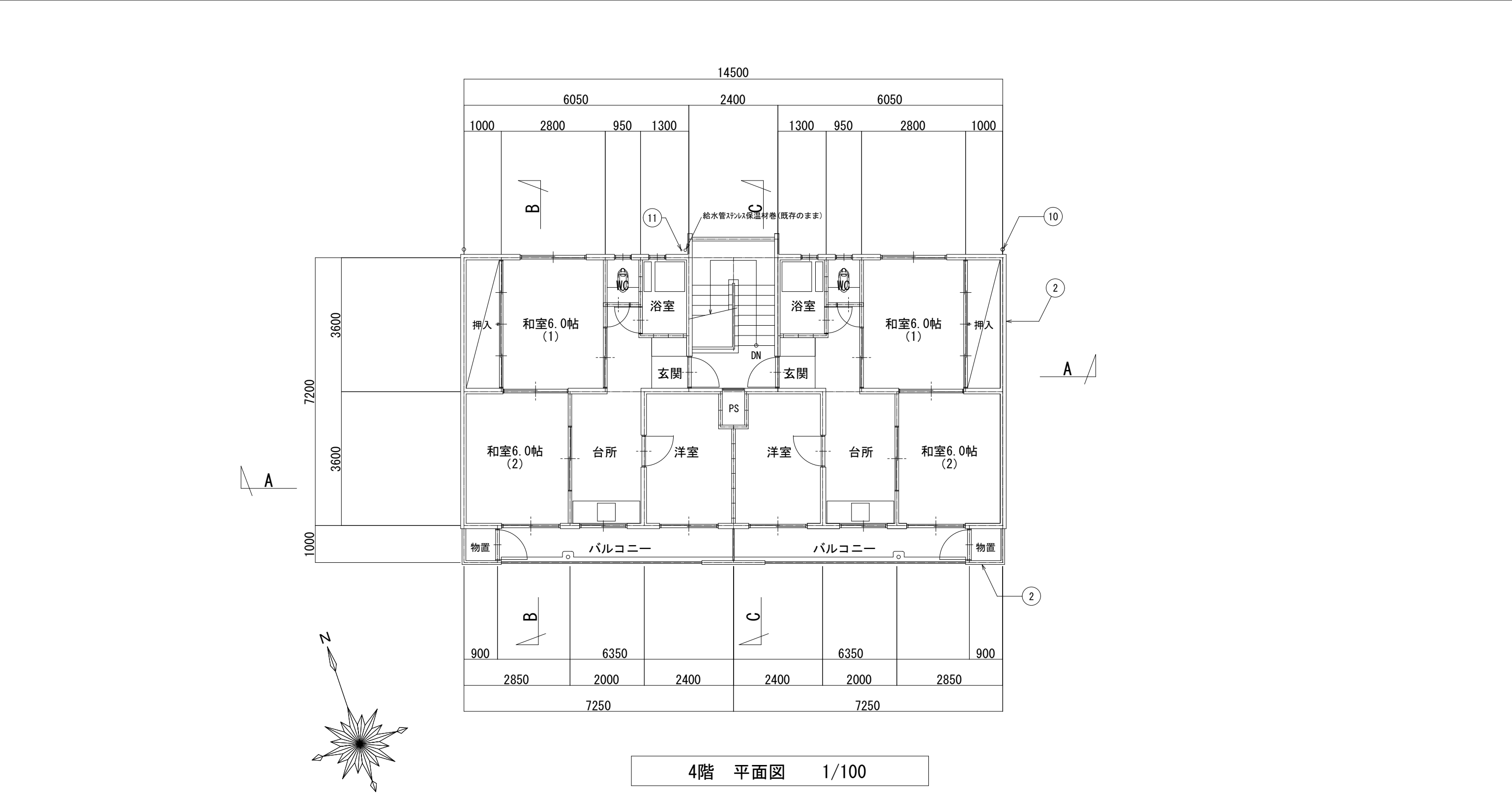
※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー



外部仕上表											
符 号	仕 上 げ				符 号	仕 上 げ					
①	屋上防水	既存	既存加硫ゴム系シート防水（密着工法） 立上・溝部撤去・下地補修			⑦	手摺	既存	スチール製手摺撤去・撤去跡補修		
		改修	平場：塩ビシート防水 7=1.5 (S-M2)、立上：塩ビシート防水7=2.0 (S-F2) 新設					改修	アルミ製手摺新設		
②	外壁	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付			⑧	隔板	既存	金物部：SOP塗装		バ`林部：VP塗装
		改修	高圧洗浄の上、建築用塗膜防水材 (JIS A 6021)					改修	金物部：下地調整 (RB種)の上、DP塗装 (ホ`リケレン系)		バ`林部：下地調整 (RB種)の上、EP塗装
③	巾木	既存	モルタル刷毛引き			⑩	縦樋 (VP100φ)	既存	VP100φ撤去（掴み金物共）		
		改修	既存のまま					改修	カラVP100φ新設（ステンレス掴み金物共）		
④	犬走り	既存	モルタル金コテ			⑪	オーバ`-フロー管 (VP40φ)	既存	VE塗装		
		改修	既存のまま					改修	下地調整（RB種）の上、DP塗装 (ホ`リケレン系)		

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー

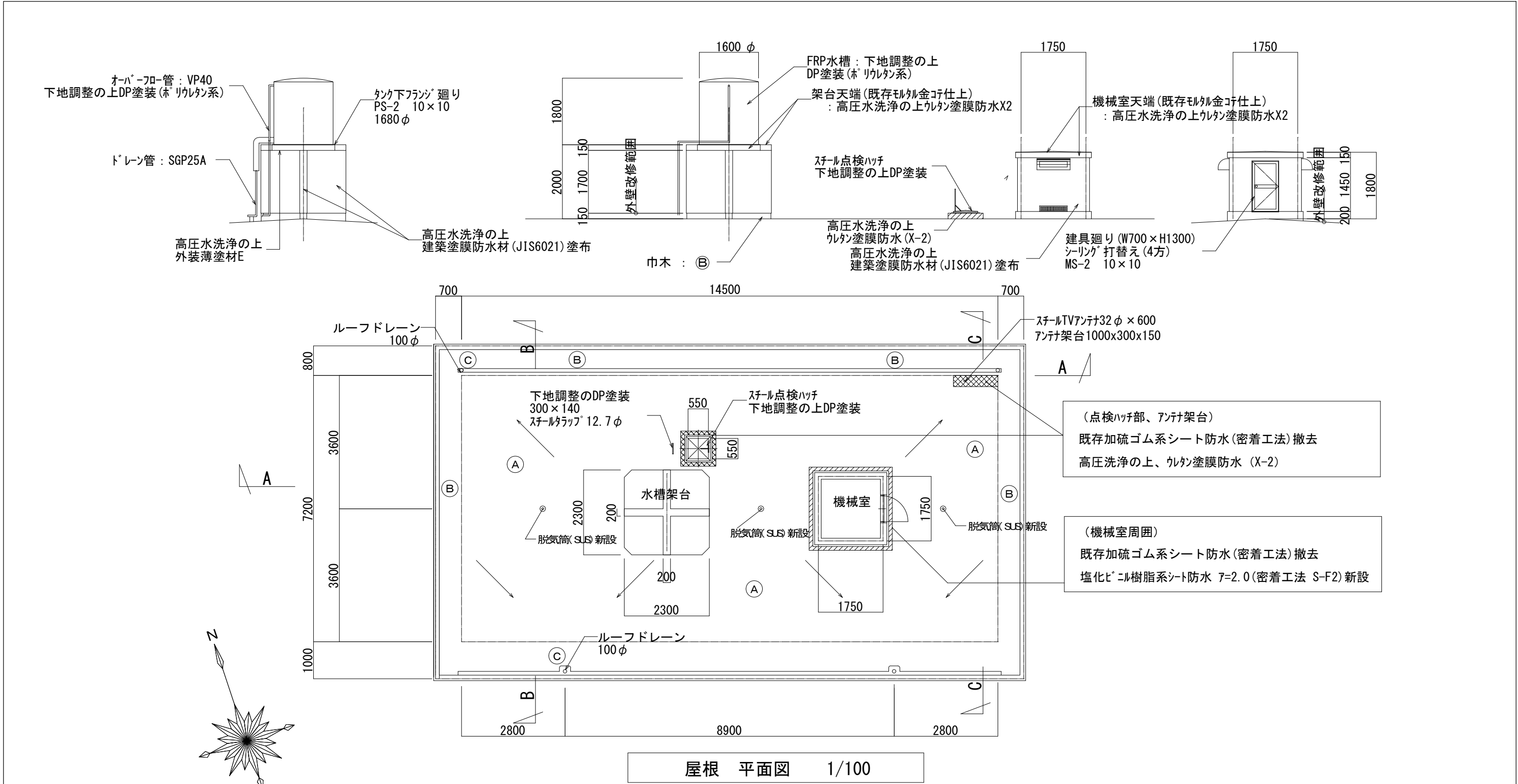


4階 平面図 1/100

外部仕上表									
符 号		仕 上 げ		符 号		仕 上 げ			
①	屋上防水	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法) 立上・溝部撤去・下地補修	⑦	手摺	既存	スチール製手摺撤去・撤去跡補修		
		改修	平場:塩ビシート防水 7=1.5(S-M2)、立上:塩ビシート防水7=2.0(S-F2)新設			改修	アルミ製手摺新設		
②	外壁	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付	⑧	隔板	既存	金物部:SOP塗装		バ柵部:VP塗装
		改修	高圧洗浄の上、建築用塗膜防水材(JIS A 6021)			改修	金物部:下地調整(RB種)の上、DP塗装(ホリクレン系)		バ柵部:下地調整(RB種)の上、EP塗装
③	巾木	既存	モルタル刷毛引き	⑩	縦樋(VP100φ)	既存	VP100φ撤去(掴み金物共)		
		改修	既存のまま			改修	ガラVP100φ新設(ステンレス掴み金物共)		
④	犬走り	既存	モルタル金コテ	⑪	オーバーフロー管(VP40φ)	既存	VE塗装		
		改修	既存のまま			改修	下地調整(RB種)の上、DP塗装(ホリクレン系)		

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー

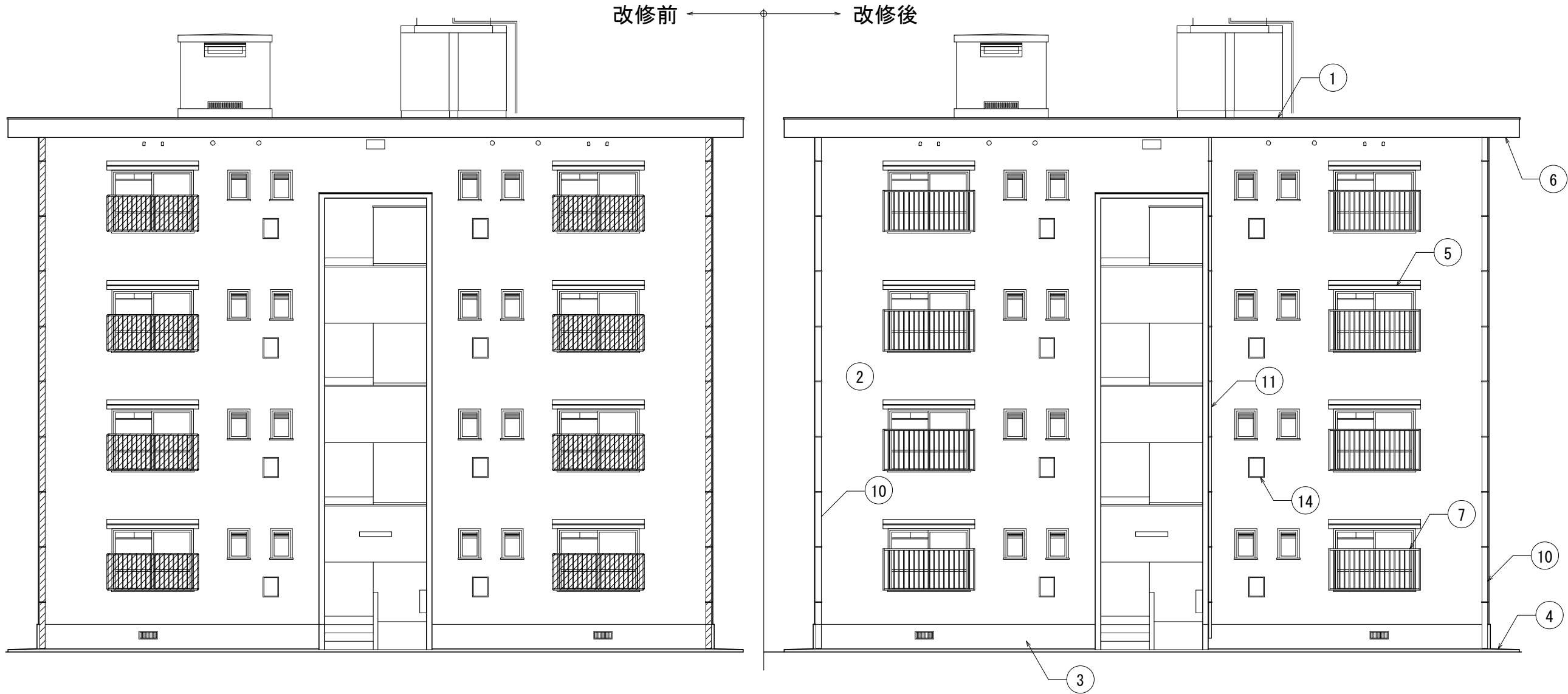


屋根 平面図 1/100

防水改修仕上共通 凡例			
①	屋根（平場部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水（密着工法） 既存のまま
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ビニル樹脂系シート防水 7=1.5（機械的固定工法 S-M2）新設
②	屋根（立上り部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水（密着工法）撤去
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ビニル樹脂系シート防水 7=2.0（密着工法 S-F2）新設
			端末アルミ防水押え金物 30x15 及び シーリング（変成シリコン系 MS-2）10x10 新設
③	ドレン	既存	既存ドレン撤去
		改修	改修用ドレン（径 φ100）新設（ストレーナキャップ 共）

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー

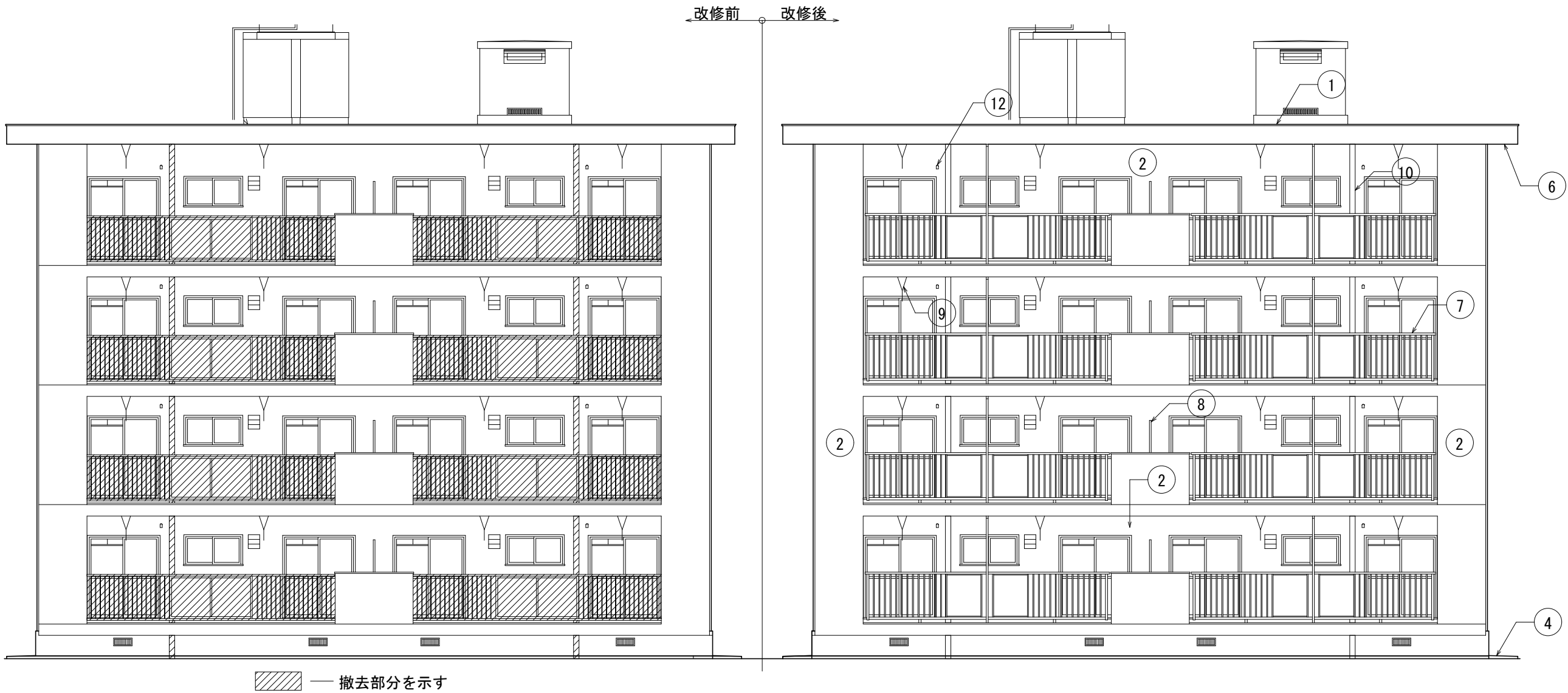


北側 立面図 1/100

外部仕上表					
符 号	仕 上 げ		符 号	仕 上 げ	
①	屋上防水	既存	⑨	物干金物	既存
		改修			改修
②	外壁	既存	⑩	縦樋 (VP100φ)	既存
		改修			改修
③	巾木	既存	⑪	オーバードレー管 (VP40φ)	既存
		改修			改修
④	犬走り	既存	⑫	化粧・打継目地 (10x10)	既存
		改修			改修
⑤	庇	既存	⑭	塞ぎ板	既存
		改修			改修
⑥	上げ裏	既存	⑮	建物表示板	既存
		改修			改修
⑦	手摺	既存			
		改修			
⑧	隔板	既存			
		改修			

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

※2 吹付下地 建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー

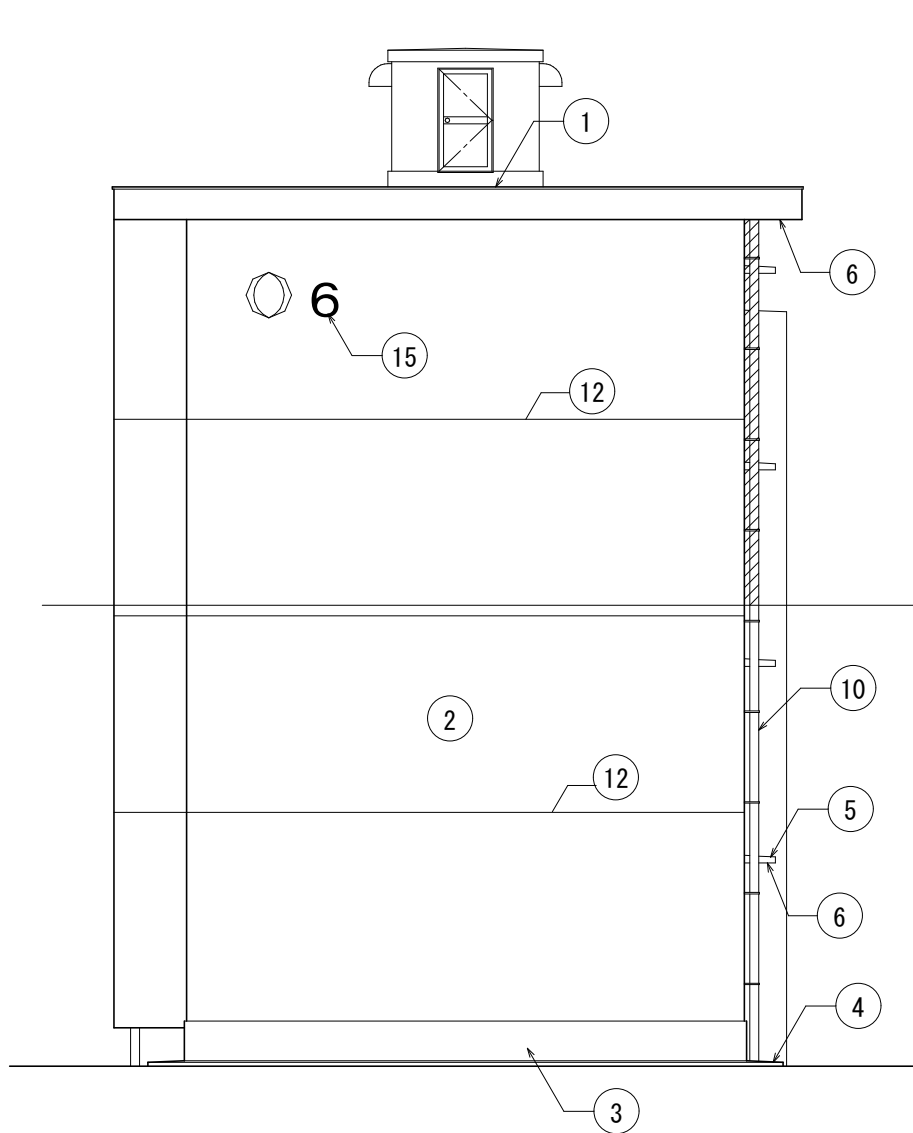


撤去部分を示す

南側 立面図 1/100

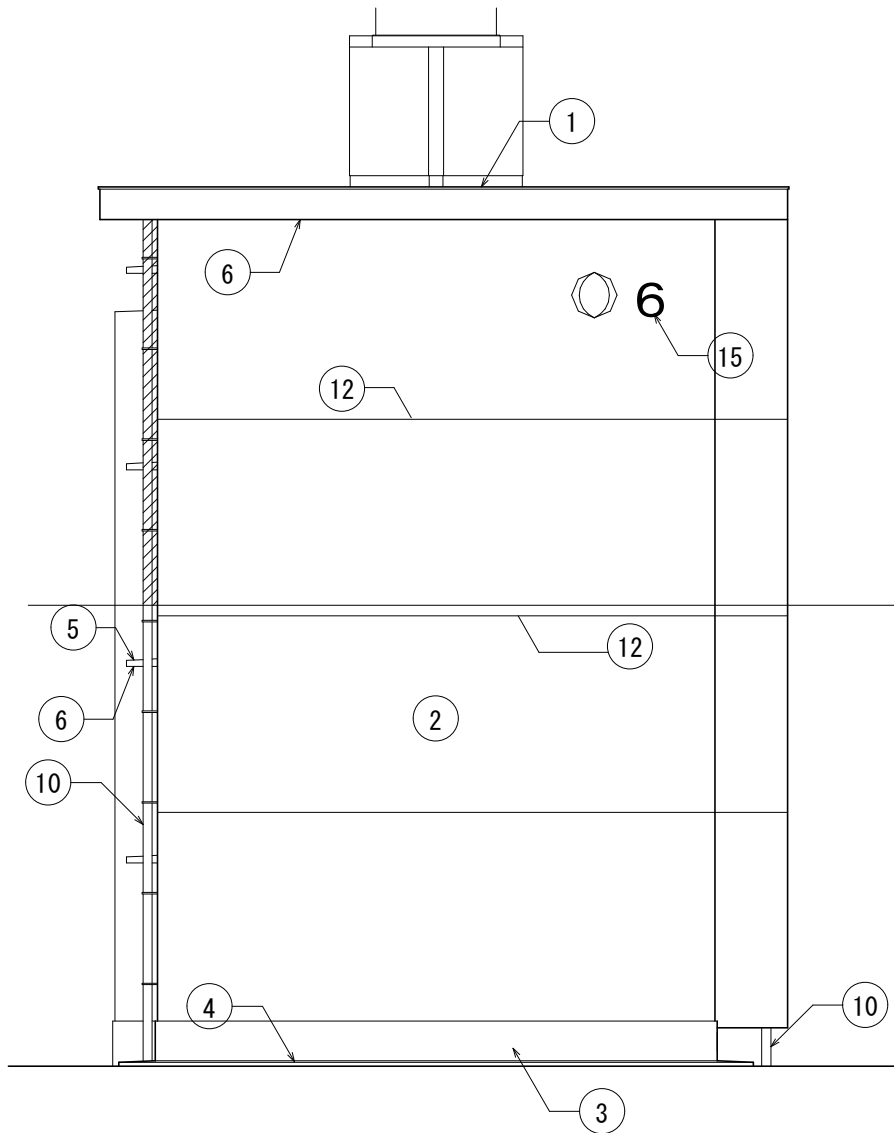
外部仕上表									
符 号	仕 上 げ			符 号	仕 上 げ				
①	屋上防水	既存	シート防水端部アルミ金物押え 撤去	⑨	物干金物	既存	スチール製 撤去		
		改修	下地調整の上、シート防水端部7mm金物押さえ			改修	アルミ製新設（アノカーステンレス製）H=530（1. 2. 3 F）、H=780（4F）		
②	外壁	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付	⑩	縦樋（VP100φ）	既存	VP100φ 撤去（掴み金物共）		
		改修	高圧水洗工法の上、建築用塗膜防水材（JIS A 6021）			改修	カラーVP100φ新設（ステンレス掴み金物共）		
③	巾木	既存	モルタル刷毛引き	⑪	オーバードレー管（VP40φ）	既存	VP40φ		
		改修	既存のまま			改修	下地調整（RB種）の上、DP塗装（ホリクレタン系）		
④	犬走り	既存	モルタル金コテ	⑫	化粧・打継目地（10x10）	既存	10x10		
		改修	既存のまま			改修	シーリング（PU-2）		
⑤	庇	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付	⑭	塞ぎ板	既存	ステンレス製		
		改修	高圧水洗工法の上、建築用塗膜防水材（JIS A 6021）			改修	既存のまま		
⑥	上げ裏	既存	外装薄塗材E吹付	⑮	建物表示板	既存	モザイクタイル貼り		
		改修	高圧水洗工法の上、外装薄塗材E吹付			改修	既存のまま		
⑦	手摺	既存	スチール製手摺 撤去・撤去跡補修						
		改修	アルミ製手摺 新設						
⑧	隔板	既存	金物部：スチール製						
		改修	金物部：下地調整（RB種）の上、DP塗装（ホリクレタン系）						

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。
※2 吹付下地 建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー

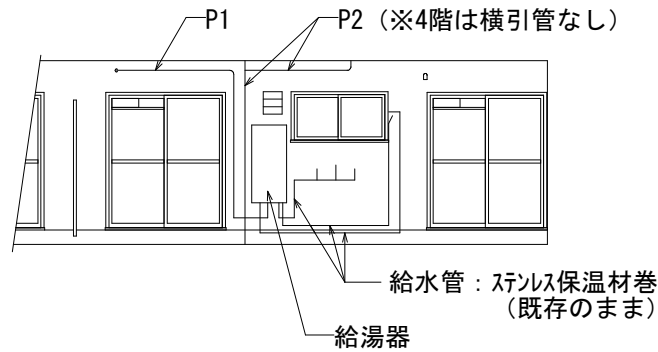


東側 立面図 1/100

撤去部分を示す



西側 立面図 1/100



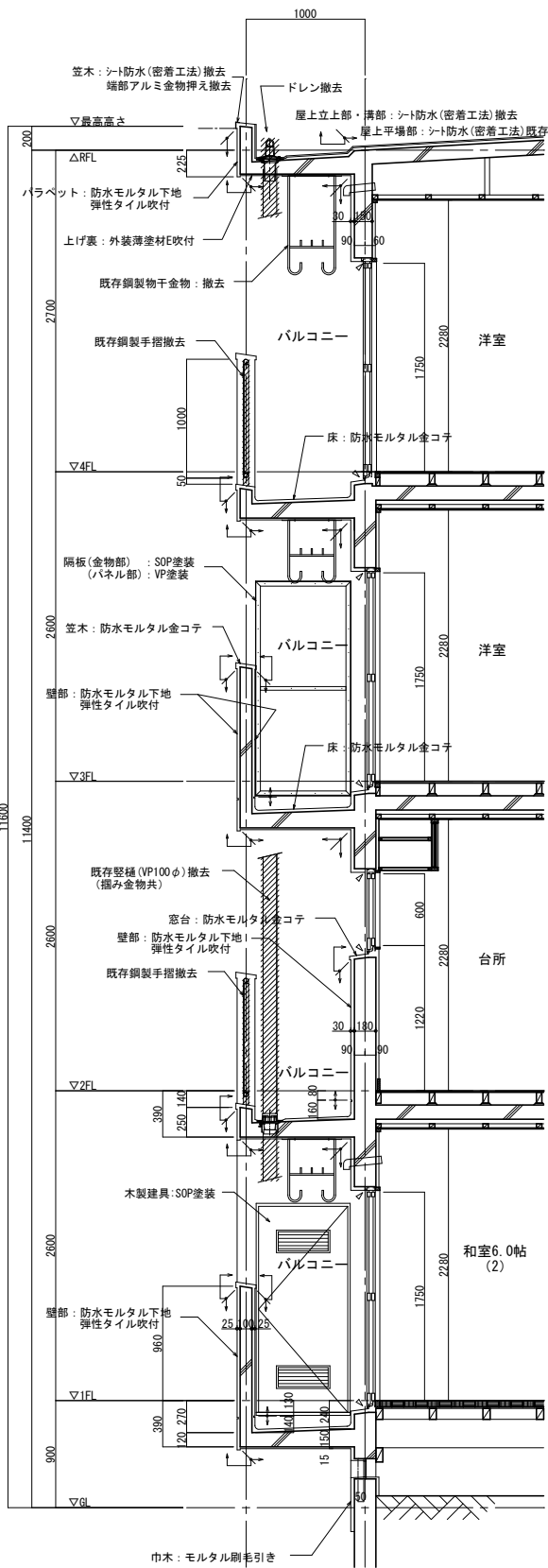
バルコニー配管類概略図 1/100

配管リスト（既存のまま）			
符 号	名 称	材 質 呼び径	数量 (m/戸)
P1	給水管	SGP32φ	3.70
P2	排水管	VP50φ	4.20 (1～3階) 2.70 (4階)

外部仕上表					
符 号	仕 上 げ				
①	屋上防水	既存	シート防水端部アルミ金物押え 撤去		
		改修	下地調整の上、シート防水端部アルミ金物押さえ		
②	外壁	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付		
		改修	高圧水洗工法の上、建築用塗膜防水材 (JIS A 6021)		
③	巾木	既存	モルタル刷毛引き		
		改修	既存のまま		
④	犬走り	既存	モルタル金コテ		
		改修	既存のまま		
⑤	庇	既存	防水モルタル下地弾性タイル吹付		
		改修	高圧水洗工法の上、建築用塗膜防水材 (JIS A 6021)		
⑥	上げ裏	既存	外装薄塗材E吹付		
		改修	高圧水洗工法の上、外装薄塗材E吹付		
⑦	手摺	既存	スチール製手摺 撤去・撤去跡補修		
		改修	アルミ製手摺 新設		
⑧	隔板	既存	金物部：スチール製	ハ 柵部：ケイカル版	
		改修	金物部：下地調整 (RB種) の上、DP塗装 (※リウレタン系)	ハ 柵部：下地調整 (RB種) の上、EP塗装	
⑨	物干金物	既存	スチール製 撤去		
		改修	アルミ製新設 (アンカー・ステンレス製) H=530 (1.2.3F)、H=780 (4F)		
⑩	縦樋 (VP100φ)	既存	VP100φ 撤去 (掴み金物共)		
		改修	カーVP100φ新設 (ステンレス掴み金物共)		
⑪	オーバーフロー管 (VP40φ)	既存	VP40φ		
		改修	下地調整 (RB種) の上、DP塗装 (※リウレタン系)		
⑫	化粧・打継目地 (10x10)	既存	10x10		
		改修	シーリング (PU-2)		
⑭	塞ぎ板	既存	ステンレス製		
		改修	既存のまま		
⑮	建物表示板	既存	モザイクタイル貼り		
		改修	既存のまま		

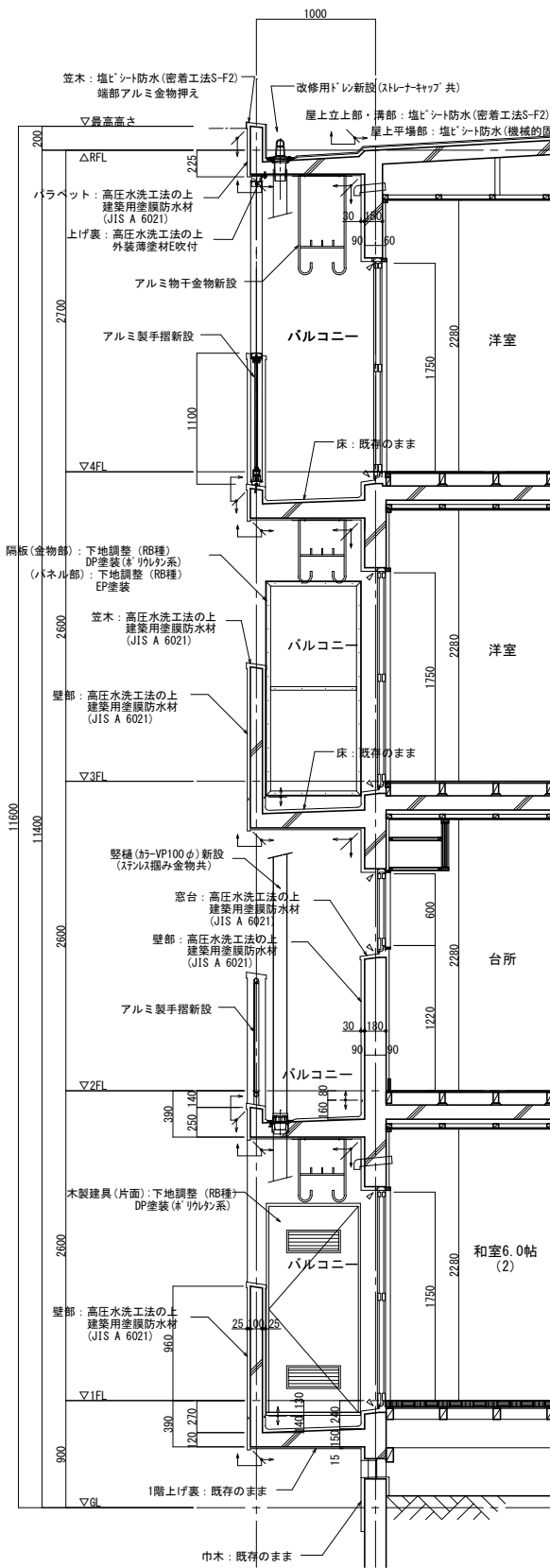
※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。

※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー



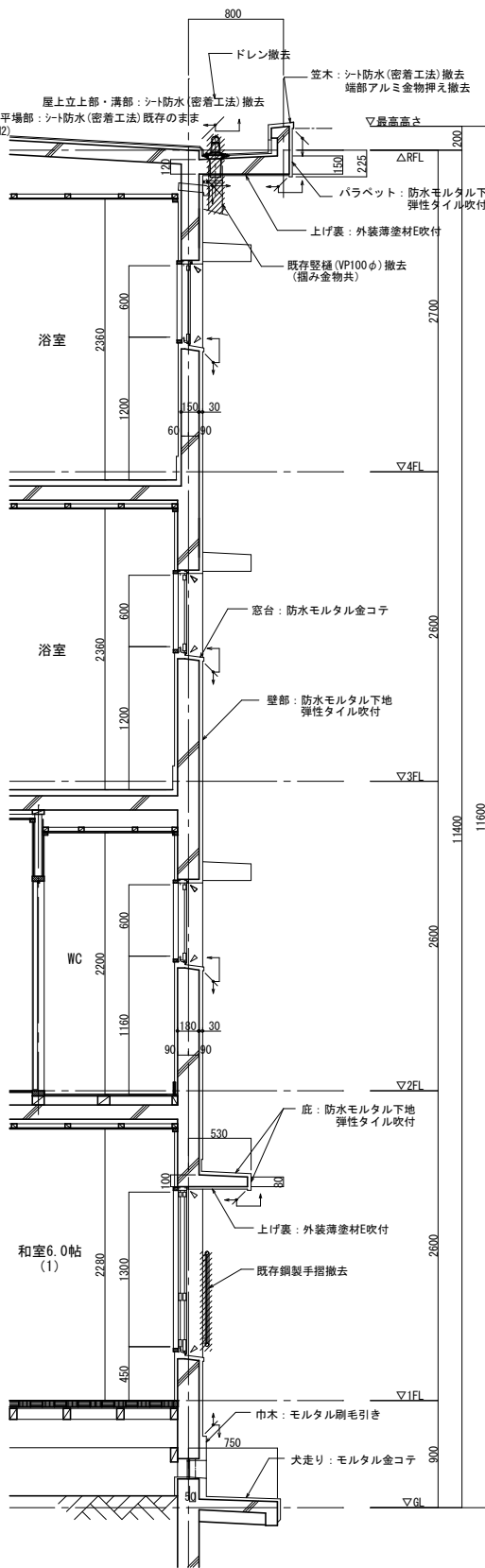
矩計図1 (改修前) 1/60

〰 シーリング (MS-2 15×10) 撤去



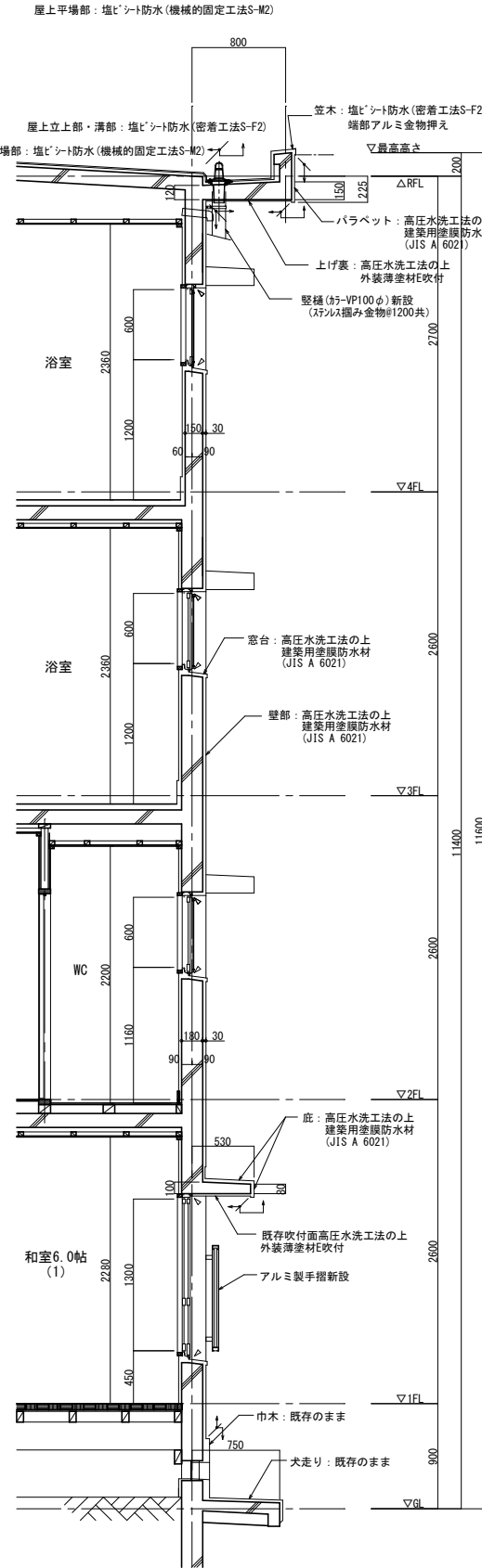
矩計図1 (改修後) 1/60

〰 シーリング (MS-2 15×10) 打替



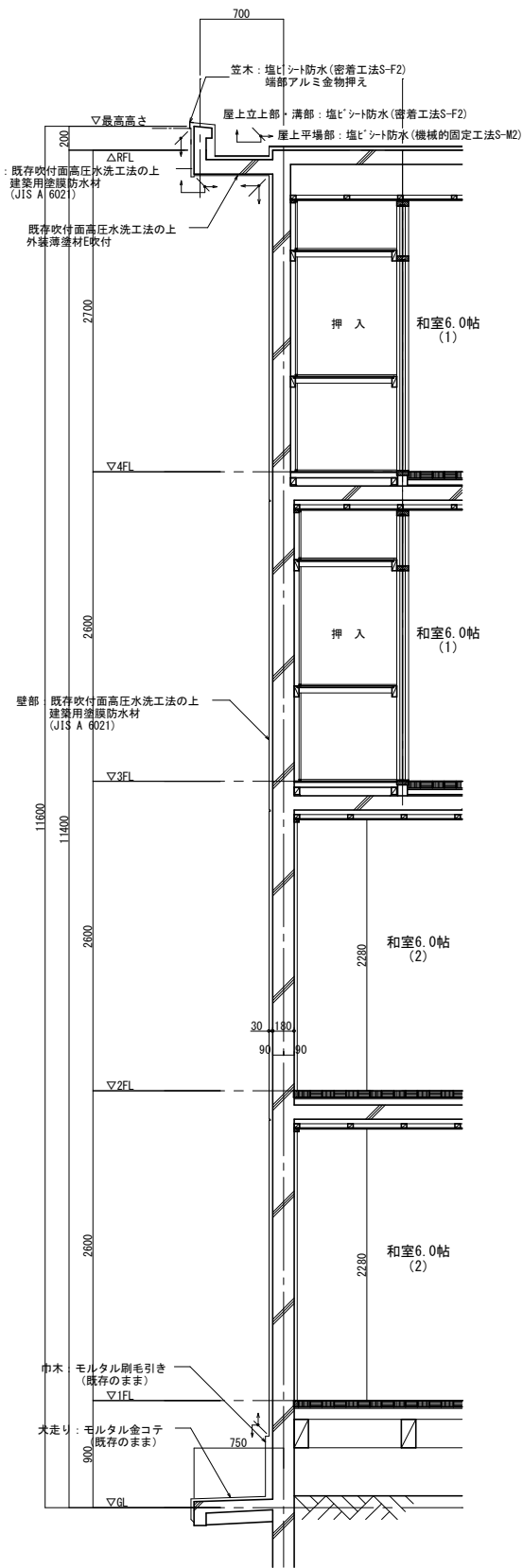
矩計図2 (改修前) 1/60

〰 シーリング (MS-2 15×10) 撤去



矩計図2 (改修後) 1/60

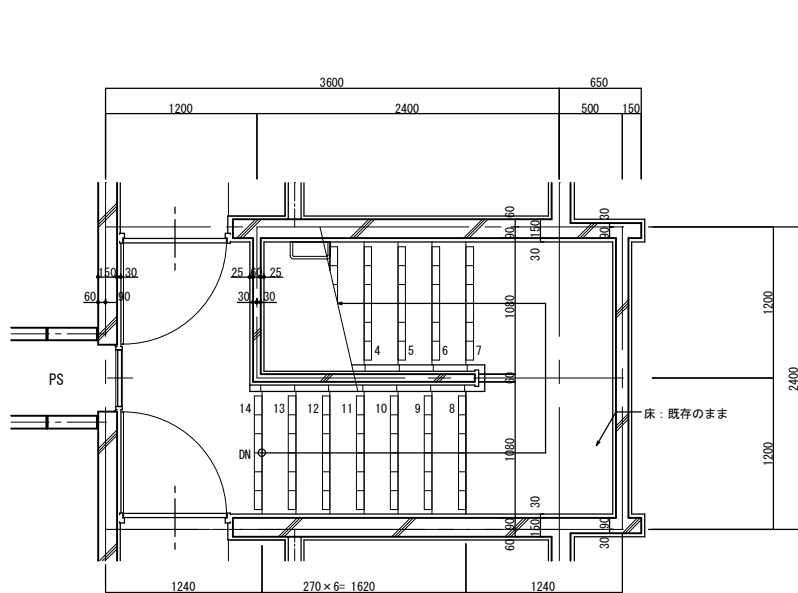
〰 シーリング (MS-2 15×10) 打替



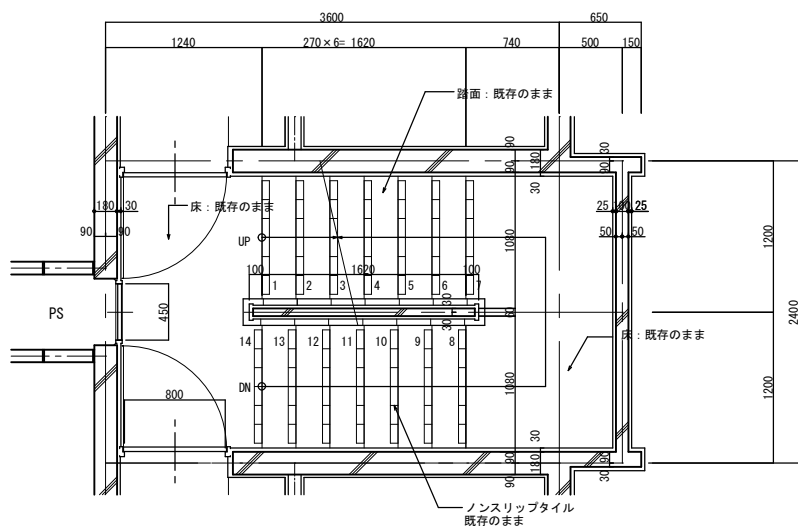
矩計図3 (改修前・後) 1/60

※1 外壁は足場設置後に施工数量調査を行い、改修箇所・工法は監督職員と協議のうえ、実施すること。
※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
機層塗材RE吹付：カチオン系フィラー
外装薄塗材E吹付：セメント系フィラー

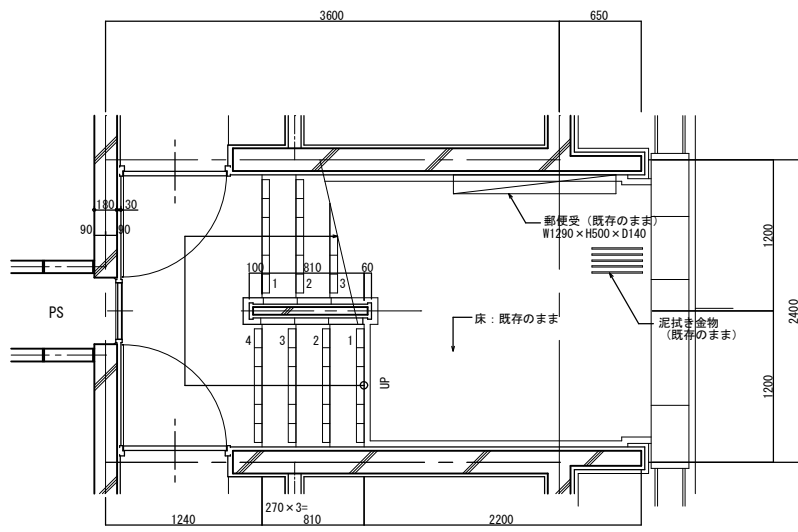
特 記		 長崎県土木部建築課 〒850-8570 長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111 / FAX095-827-3367	課 長	総括課長補佐	課長補佐	係 長	設計者	縮 尺 1/60 日 付 H29. 8	工事名 滑石第6公舎屋上防水・外壁改修工事	図面N0. A-19
									図面名 矩計図	



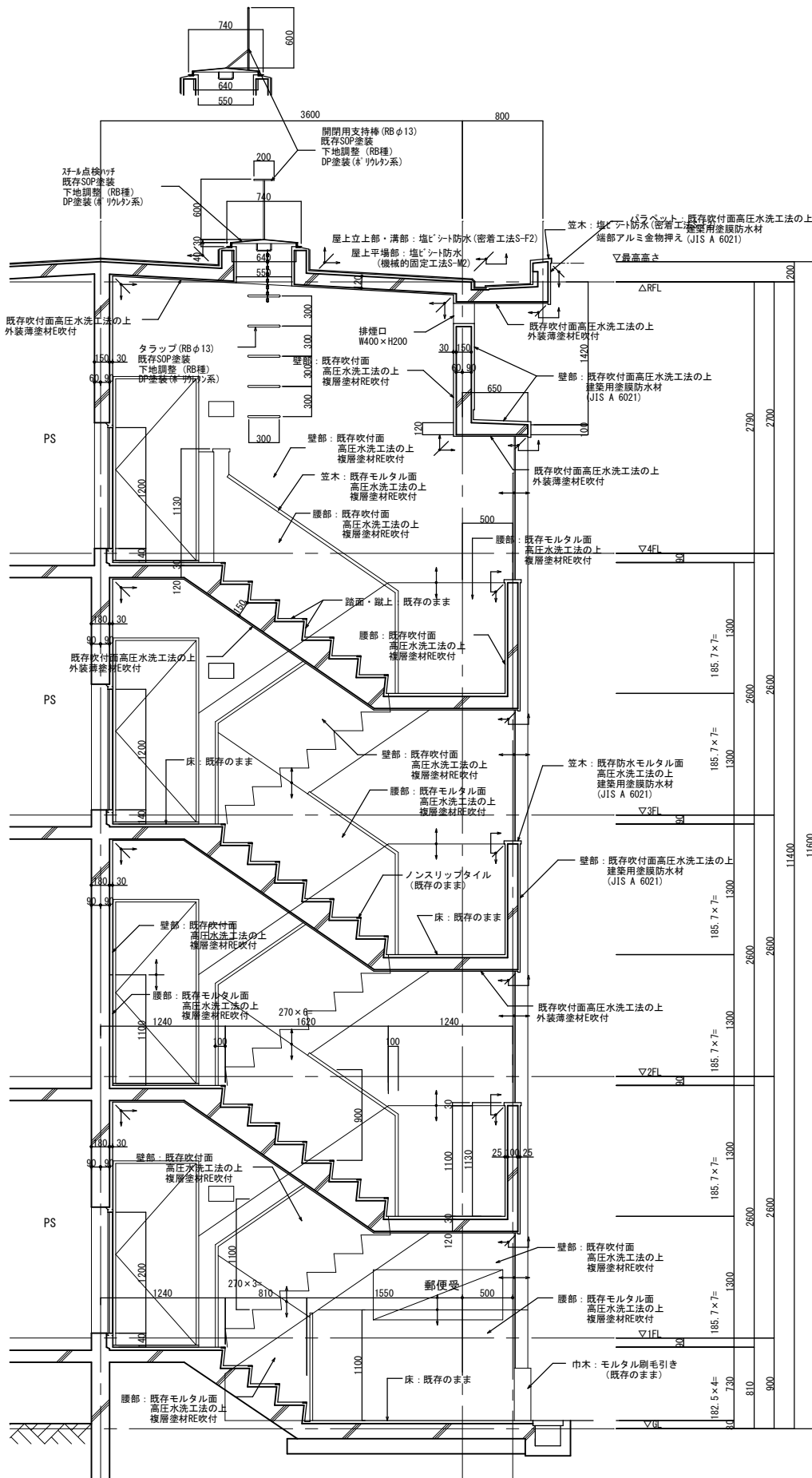
4階 階段詳細図 1/60



2・3階 階段詳細図 1/60



1階 階段詳細図 1/60



階段断面詳細図 1/60

※1 劣化部は補修（工法は外壁改修詳細図参照の事）

※2 吹付下地
建築用塗膜防水材：カチオン系フィラー
複層塗材RE吹付：カチオン系フィラー
外装薄塗材吹付：セメント系フィラー

符 号	1 AW	和室6.0帖(2)・洋室 2ヶ所×8戸=16ヶ所	2 AW	台所 1ヶ所×8戸=8ヶ所
案 図				
形状 見込	アルミ製引違い戸	枠見込70	アルミ製引違い窓	枠見込70
材質 仕上	アルミカラー		アルミカラー	
ガラス	透明ガラス t=3mm		透明ガラス t=3mm	
附属金物	クレセント		クレセント	
改修内容	建具廻り：シーリング打替（MS-2 15×10）		建具廻り：シーリング打替（MS-2 15×10）	
符 号	3 AW	和室6.0帖(1) 1ヶ所×8戸=8ヶ所	4 AW	WC・浴室 2ヶ所×8戸=16ヶ所
案 図				
形状 見込	アルミ製引違い窓	枠見込70	アルミ製内倒し窓（上部：ガラリ）	
材質 仕上	アルミカラー		アルミカラー	
ガラス	透明ガラス t=3mm		型ガラス t=4mm	
附属金物	クレセント			
改修内容	建具廻り：シーリング打替（MS-2 15×10）		建具廻り：シーリング打替（MS-2 15×10）	
符 号	1 SD	玄関 1ヶ所×8戸=8ヶ所	2 SD	MB 1ヶ所×4階=4ヶ所
案 図				
形状 見込	スチール製片開き玄関ドア	枠見込80	スチール製片開きドア	枠見込80
材質 仕上	スチール SOP		スチール SOP	
ガラス				
附属金物	取手、本締め錠、サムターン（内）、丁番 ドアチェック、SUS盗ズリ		取手、丁番	
改修内容	建具（両面）・枠：既存SOP塗装下地調整（RB種） DP塗装（※リフレッシュ系）		建具（両面）・枠：既存SOP塗装下地調整（RB種） DP塗装（※リフレッシュ系）	
符 号	1 WB	バルコニー 1ヶ所×8戸=8ヶ所		
案 図				
形状 見込	木製片開きドア	枠見込100 ドア厚32		
材質 仕上	合板 OP			
ガラス				
附属金物	引手、丁番			
改修内容	建具（片面）・枠：既存SOP塗装下地調整（RB種） DP塗装（※リフレッシュ系）			

建具表 1/100

位置図



特記事項	建物名称	図面名称
	011_滑石8AP	位置図